

接続料の算定に関する研究会

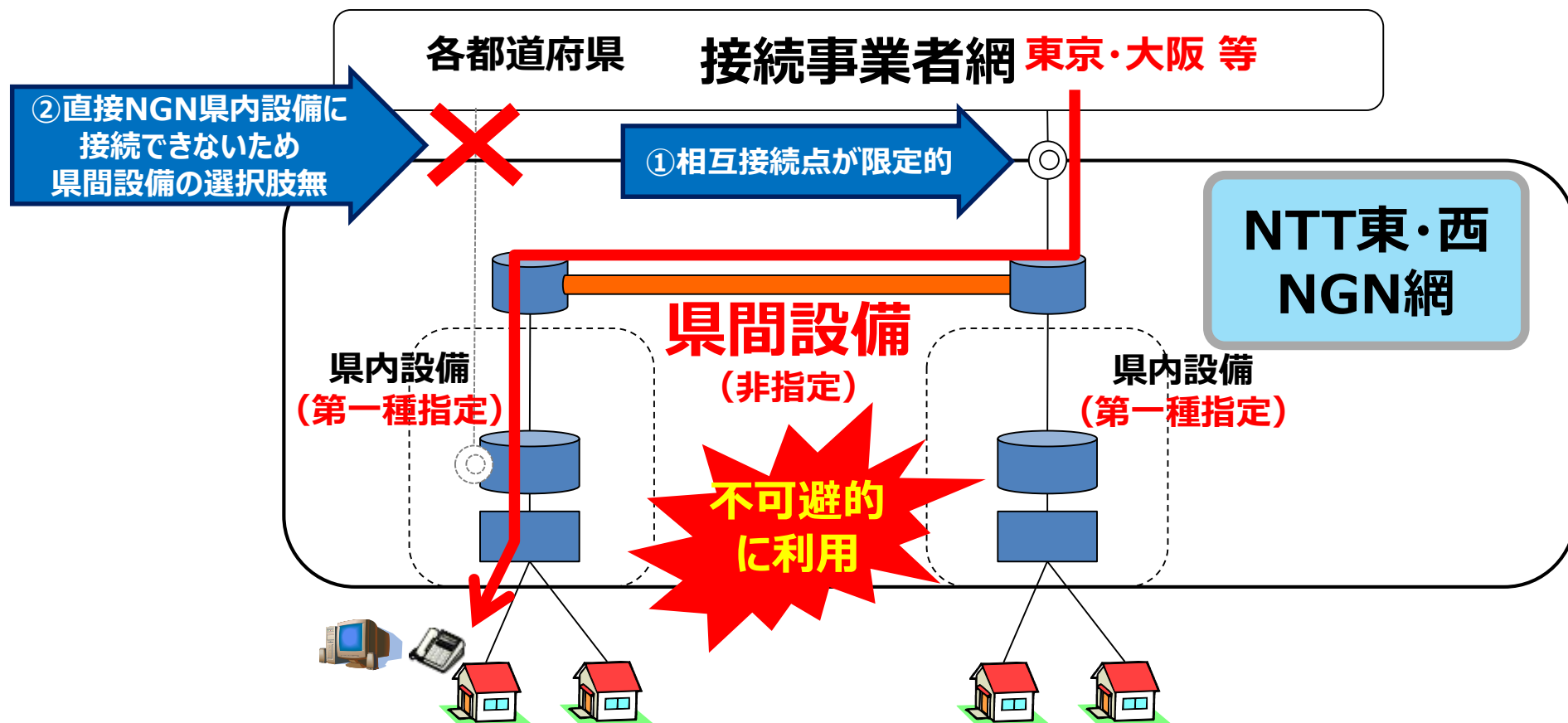
～NGN県間通信用設備の接続料について～

2017年12月22日

KDDI株式会社

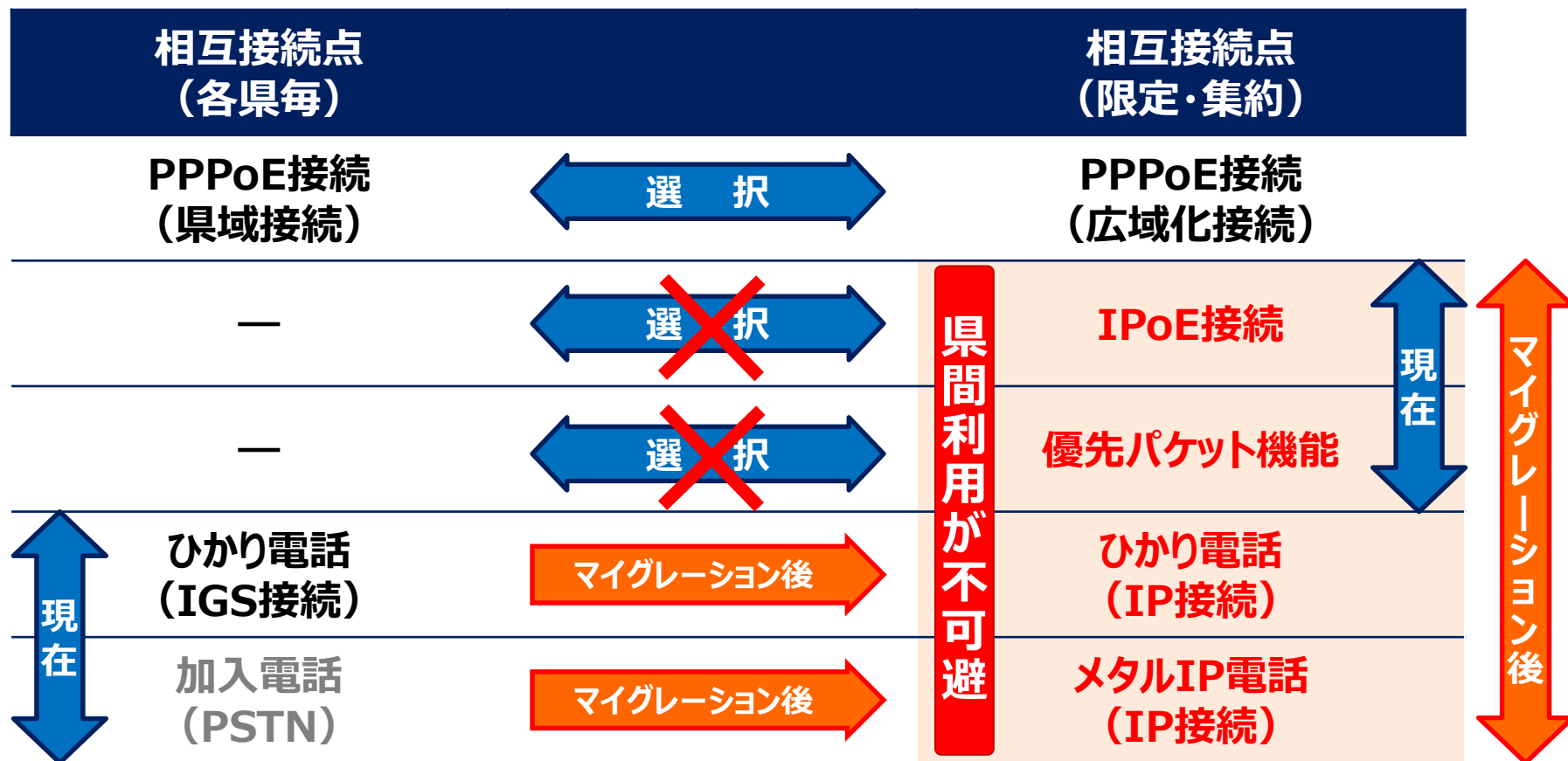
NGNとの接続ではNGN県間利用が不可避

相互接続点が限定的なため、**NGN（第一種指定）**との接続は
NGN県間設備（非指定）の利用が不可避



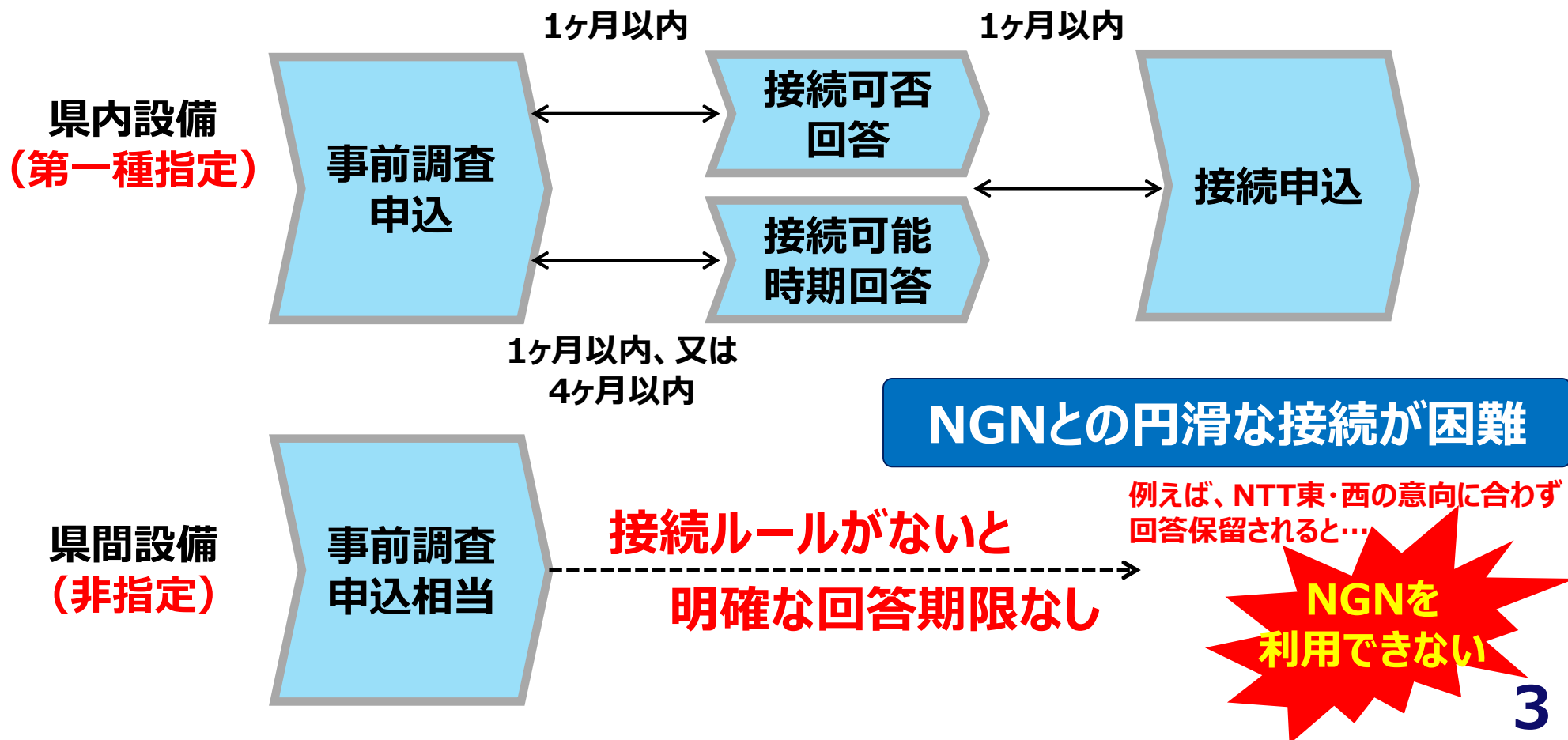
PSTNマイグレによる依存性・不可欠性の高まり

現在は**一部接続**でNGN県間設備の利用が不可避だが
PSTNマイグレーション後は**大半の接続**で利用が不可避に



県間設備に係る規律の重要性①

例えば、県間設備について、NTT東・西の自由裁量で
手続期間を自由にコントロールされたら・・・？



県間設備に係る規律の重要性②

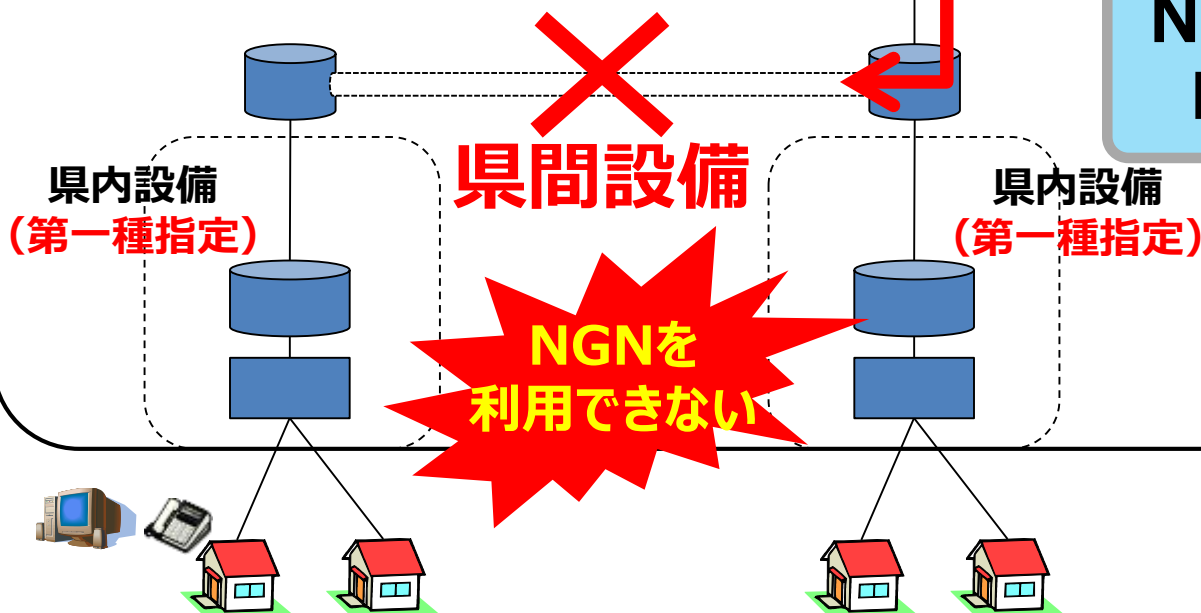
例えば、県間設備について、NTT東・西の自由裁量で
コスト如何に関わらず高額な接続料が設定されたら・・・？

NGNとの接続が困難

実質的な他社排除が可能

接続事業者網 東京・大阪 等

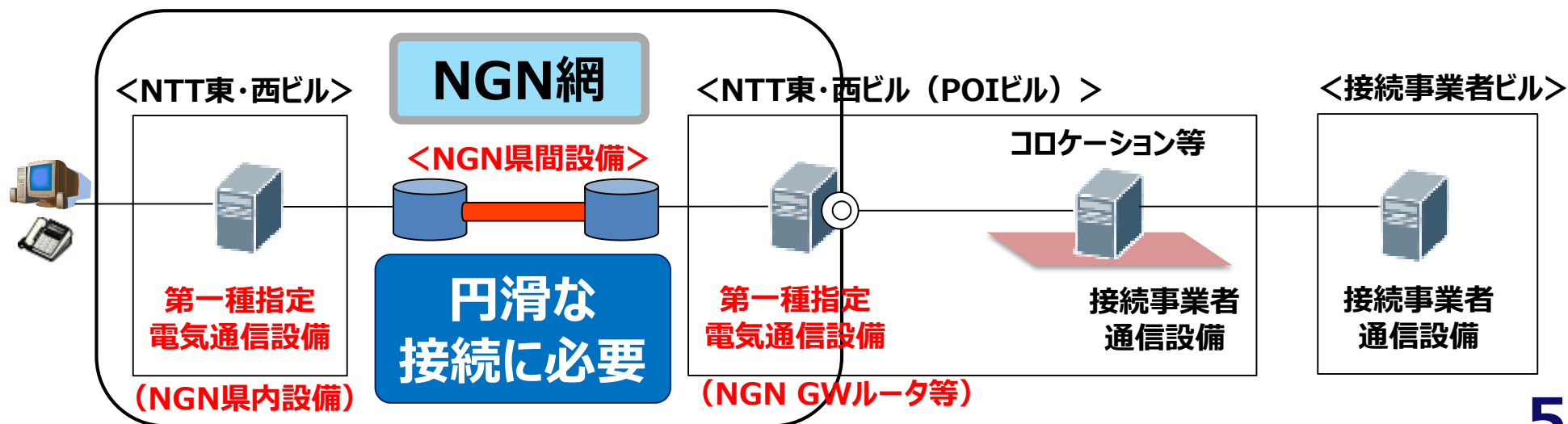
NTT東・西
NGN網



NGNとの円滑な接続のためには

NGN県内設備（第一種指定）への規律だけでは
NGNとの円滑な接続を確保することが困難

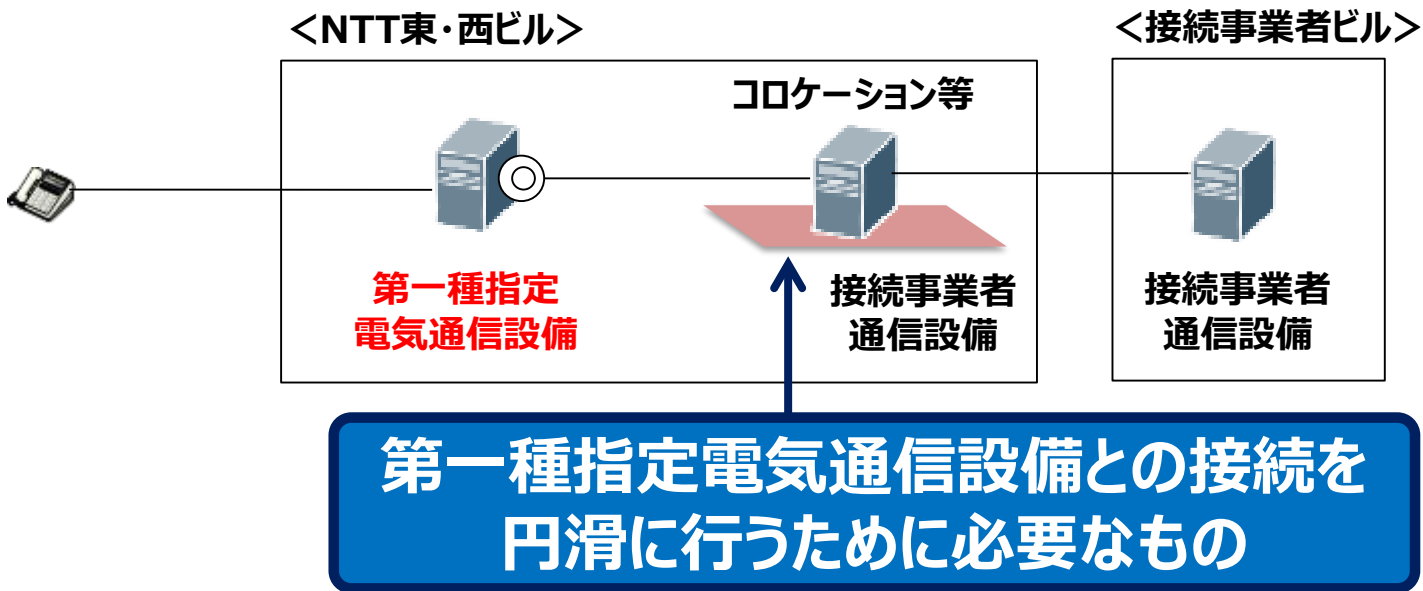
NGN県間設備（非指定）についても
第一種指定電気通信設備と“同等の規律”を課すことで
NGNとの円滑な接続を確保することが可能に



現行法令で円滑な接続を確保する仕組み

第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために
必要なものを省令*で指定して接続ルールを適用

現在はコロケーション、管路・とう道・電柱等を対象として指定



*具体的な内容を電気通信事業法施行規則に規定

コロケーションにおける接続ルールの例

第一種指定電気通信設備との円滑な接続を確保するために
手続方法や**標準的期間**、**負担すべき金額**等を
適正かつ明確に接続約款に定める*ことが必要

手続方法

- ・設置場所の情報開示手続
- ・調査申込みに対する回答結果を受ける手続
- ・自前工事・保守を行う手続
- ・工事・保守に立会をする手続

手続にかかる標準的期間

- ・標準的期間の設定
 - － 調査申込～回答
 - － 設置申込～工事着手
- ・工事の標準的期間

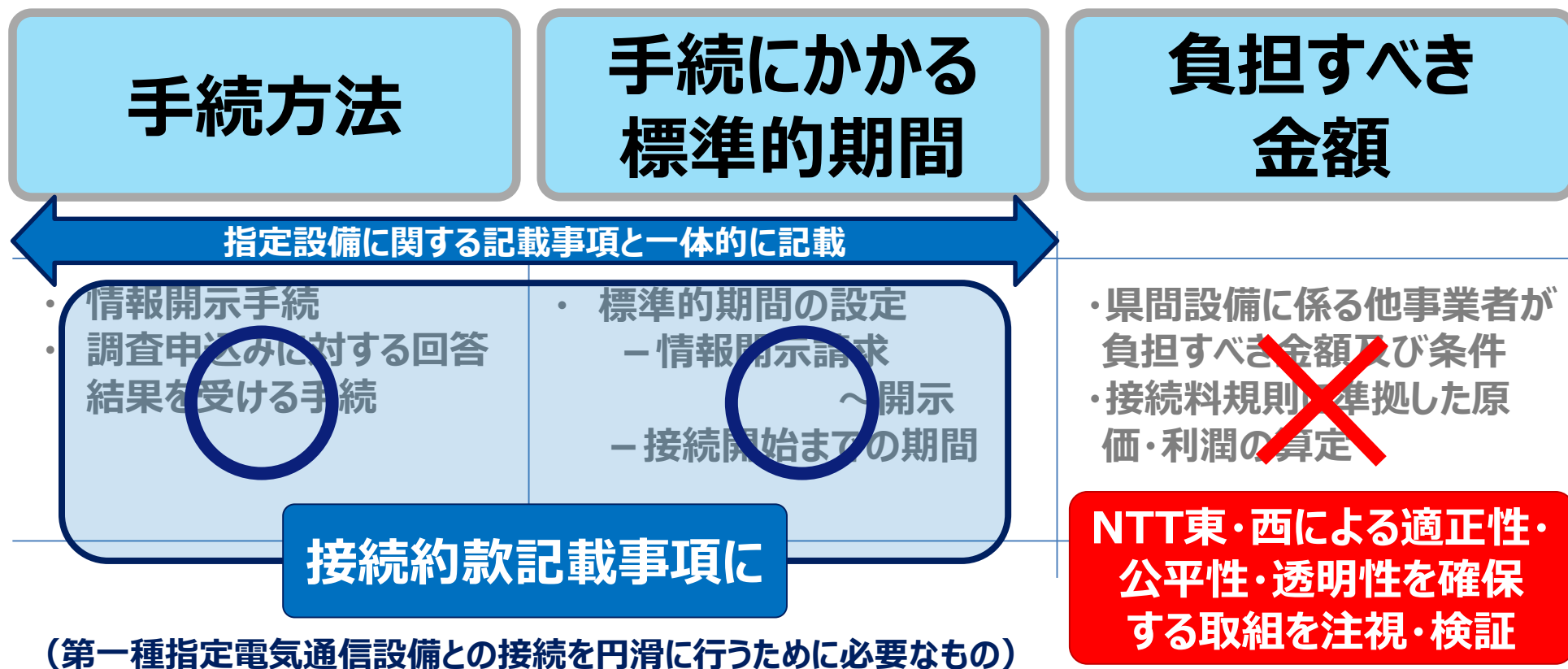
負担すべき金額

- ・工事・保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額及び条件
- ・接続料規則に準拠した原価・利潤の算定

*電気通信事業法第三十三条第四項。当該条件が適正かつ明確定められていることが接続約款の認可条件になっている。

NGN県間設備における接続ルール

第一次報告書を踏まえた省令改正*で
手続方法と標準的期間は接続約款記載事項になる見込み



*電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）

NTT東・西による取組の評価は必要だが…

現状は、事業者間で負担すべき金額の協議が調わない場合は、最後は、総務大臣の裁定申請にその際、総務省は次の方針を基本として裁定予定*

1. 金額（認可された接続料等を除く）については、当事者間で別段の合意がない場合には、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
2. 1.の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. (略)

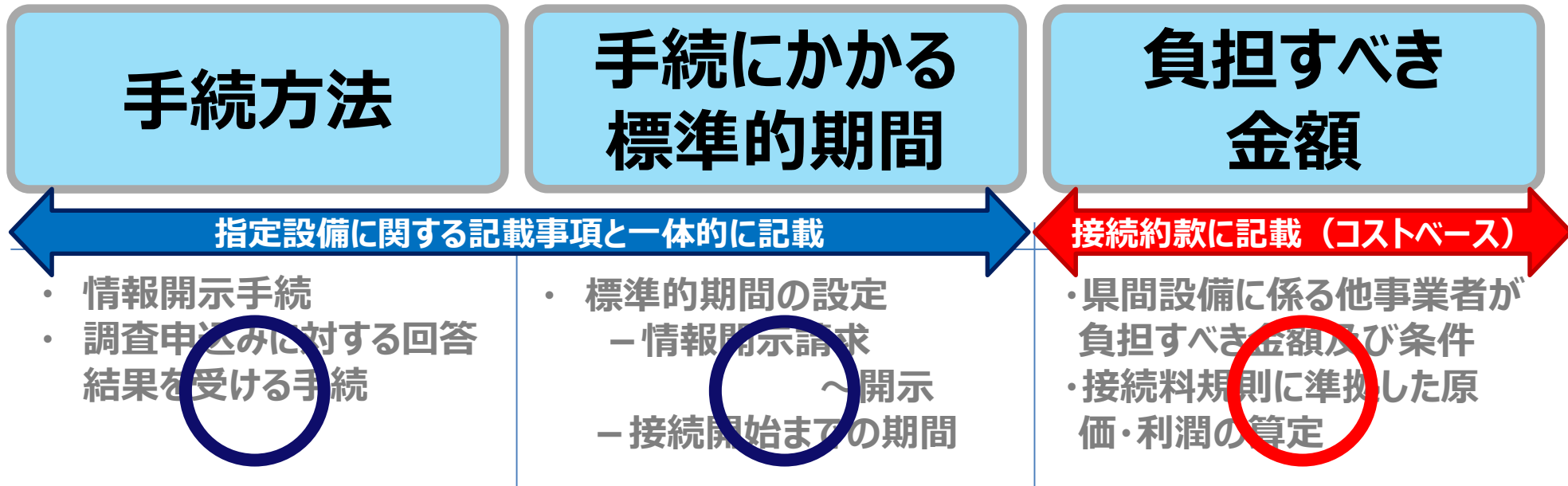
適正な原価・利潤で算定された金額で裁定されるが、裁定は事後の規律であり、その間の事業者間協議や裁定に膨大な時間を要すことを踏まえれば、事前の規律が必要

*「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」案に対する意見募集（平成29年11月15日～12月14日）を経て、本方針の策定及び公表が行われる予定

当社からの提案

県間設備の接続料（負担すべき金額）についても 接続約款記載事項にしてNGNとの円滑な接続を確保

（NGN県間設備も第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとしてコロケーション同等の対応を）



適正性・公平性・透明性の確保

多様な事業者が新規参入・事業展開しやすいNGNへ

Designing The Future

KDDI